

第二次教育等の振興に関する施策の大綱 (素案)

令和2年 月
多 賀 城 市

はじめに（編集中）

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などを図ることを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月1日に施行されました。

現在、私たちを取り巻く社会の状況は、人口減少と少子高齢化、経済格差など社会構造の複雑化、高度情報化社会の進展、環境問題の深刻化など大きく変化しております。

また、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、様々な課題が顕在化しており、教育、とりわけ子どもたちを巡る状況では、いじめや不登校問題、家庭や地域における教育力の低下、頻発する災害や事件、事故等への対応が求められております。

複雑化、多様化するこれらの問題に対応し、教育の充実や良好な学習環境の整備、被災地多賀城の教育の復興に取り組むためには、市長と教育委員会、市の関係部局や学校、その他教育関連機関などがともに連携することが必要不可欠であります。

本市では「第五次多賀城市総合計画」のメインフレーズに「未来を育むまち 史都多賀城」を、サブフレーズのひとつに「支えあい・学びあい・育ちあい」を掲げ、個人、家庭、町内会、市民活動団体、企業、学校、行政など、まちや地域を構成する多様な主体が、地域で互いに支えあい、互いに学びあい、互いに力を合わせて成長しあえるまちを目指して取り組んでまいりました。

特に、次世代を担う子どもの育成については、学校耐震化や学校図書室の充実、理科教育支援、中学校部活の楽器の充実などに取り組み、勉学もスポーツもがんばる「文武両道」を目指してまいりました。

こうした状況を踏まえ、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を整理した「教育等の振興に関する施策の大綱（以下「教育大綱」といいます。）」を総合教育会議において協議、調整を行い策定いたしました。

今後とも教育の充実、振興に向けて意を配し、本市の教育が充実発展し、ひいてはひとづくり、まちづくりに貢献できるよう教育委員会とともに取り組んでまいります。

令和2年 月
多賀城市長

1 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の期間

第六次多賀城市総合計画前期基本計画に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 多賀城市教育の将来都市像

第六次多賀城市総合計画基本構想では、将来都市像として、市全体の目標を掲げています。多賀城市の教育においても、同じ姿を標榜することとします。

日々のよろこびふくらむまち 史都 多賀城

自然、歴史、文化、そして温かな人の輪に囲まれ、何気ない日々の中に、多賀城ならではの心豊かな喜びや幸せが感じられる、そんな暮らしを送ることのできる未来の多賀城を、私たちはみんなで協力し合って創ります。

(策定背景となる社会情勢)

- ・縮減社会の到来
- ・地方分権の進展
- ・新しい人の流れの創出
- ・発生する災害と人命を守るための備え
- ・老朽化が進む施設・都市インフラ
- ・文化財の利活用
- ・新しい時代の流れ (SDGs、Society5.0)

4 多賀城市教育の重点テーマ

第六次多賀城市総合計画基本構想には、将来都市像実現に向けて戦略的、横断的に実施する大きなまちづくりの方向性として、重点テーマが設定されています。

第六次多賀城市総合計画の計画期間中は、この重点テーマに基づき、行財政経営資源を戦略的、計画的に投資していくこととなります。

これを受けて、第二次多賀城市教育大綱においても、教育委員会と市長部局とが連携・協力・調整しながら戦略的、横断的に実施するための大きな方向性として、3つの重点テーマを次のとおり設定します。

■心も暮らしも豊かなみらいをつくるみんなが育つまち

ア 歴史・文化の継承

1300年の時を越えて受け継がれてきたこのまちの自然、歴史、文化それらを次代に引き継ぐべく、様々な施策に取り組みます。

イ 子どもたちの健やかな育ち

子どもたちが、みらいに沢山の夢や希望が持てるよう、様々な施策に取り組みます。

また、子どもの育ちを、妊娠、出産から成人までを一連の流れととらえ、切れ目のない支援となるよう、様々な施策に取り組みます。

ウ 大人の学び・成長

日々の暮らしの豊かさや喜びを感じ、大人たちがより成長できるよう、様々な施策に取り組みます。

■震災の経験をいかしみんなの力がつながるまち

ア 震災伝承

震災の経験から得た知恵や教訓、知見が伝承されるよう、様々な施策に取り組みます。

イ 人と人とのつながり

震災を経て大切であると感じた地域で助け合える人と人とのつながりがいつまでも続くよう、様々な施策に取り組みます。

また、学校をはじめとする教育施設が、地域にひらかれた場となるよう、様々な施策に取り組みます。

ウ 市民文化の創造

地域課題解決に向け、自ら力を尽くし、協力し合いながら行動するという市民文化が、花開くまちとなるよう、様々な施策に取り組みます。

■市民の誇りとなる多賀城らしい魅力をたがやすまち

ア 個性の発見と魅力の創造

悠久の歴史をはじめとした、まちのそこかしこに息づく個性への気づきとなるよう、またその個性が文化芸術などの表現するチカラによって価値が創造され魅力となるよう、様々な施策に取り組みます。

イ シビックプライドの醸成

このまちを知る人々を育て、多賀城らしいまちづくりを進めることで、暮らす人々がこのまちを自慢したい、世界に誇れるよう、様々な施策に取り組みます。

5 多賀城市教育の基本方針

将来都市像を実現するための教育分野における基本方針として、第六次多賀城市総合計画基本構想に定める政策3教育文化分野の内容を基本方針として定めます。

政策3 夢と希望が輝く 誰もが成長できるまちづくり

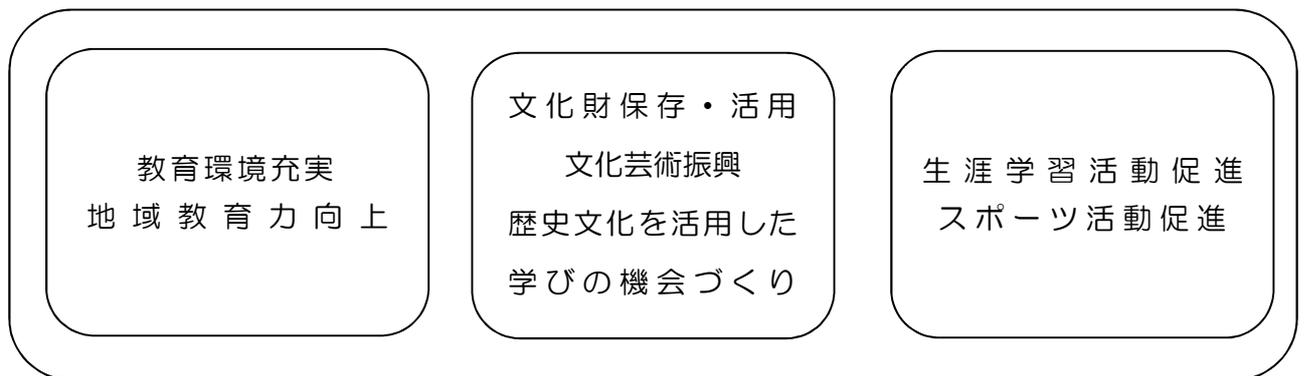
夢や希望を持ち、地域社会で豊かに生きるための子どもたちの自らの意思による学びを支えられるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育環境に意を配するとともに、地域社会全体で学びを支えることができる環境づくりを進めます。

日本を代表する史跡である多賀城跡などの歴史文化遺産を適切に保存継承し、その歴史や文化への愛着に繋がる活用を進めます。

また、多彩な文化活動が市民文化として根付き、市民が文化活動を行う場と優れた文化芸術に触れる機会を提供し、市民主体の文化活動を促進します。

さらには、歴史や文化を活用した本市ならではの学びや交流の機会づくりを進めます。

生涯にわたって学び続けるための機会づくり、地域文化の振興、生涯スポーツの促進を進めます。



6 多賀城市教育の基本目標、基本的施策

多賀城市教育の基本方針実現に向けた基本目標や基本的施策として、第六次多賀城市総合計画前期基本計画に定める施策を基本目標として、基本事業を基本的施策として定めます。

(1) 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

(目指す姿)

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの学びを支える地域社会が形成されることで、子どもたちがいきいきと安全に暮らすことができます。

(施策をとりまくまちの状況)

国では、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して様々な活動を行うことを推進しています。

<基本的施策>

- 学校・家庭・地域の教育連携・協働の推進
- 青少年の健全育成

(2) 学校教育の充実

(目指す姿)

児童・生徒の確かな学力、健やかな体、豊かな心が育まれることで、夢や希望が持てる充実した学校生活を送ることができます。

(施策をとりまくまちの状況)

国では、教育基本振興計画を定めており、学校教育下においては、可能性に挑戦するための必要となる力として、確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成を推進しています。

子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現を目指す GIGA スクール構想の実現に向けた取組を推進しています。これを受けて、学校の ICT 化に向けた設備投資を継続的に実施しています。

<基本的施策>

- 確かな学力の育成

- 健やかな体の育成
- 豊かな心の育成
- 教育環境の保全と運営

(3) 生涯学習の促進

(目指す姿)

生涯を通じて学び、活躍できる機会や場があり、生きがいを持って社会に参加することで、心豊かに暮らすことができます。

(施策をとりまくまちの状況)

市立図書館、文化センター、公民館、市民活動サポートセンター、東北歴史博物館、市内文化財等の資源を活かした連携事業が進み、文化芸術に触れ、発表する機会や場が確保され、市民の文化芸術活動の取組が進んでいます。

スマートフォンや高速通信の普及により、「いつでも」「どこでも」「誰でも」が学び、文化芸術に触れ、また、発信できる環境が整ってきています。その一方で、人と人が直接出会い、交流し、学び、鑑賞・体験することが重要になっています。

<基本的施策>

- 学びと発揮の機会の確保
- 文化芸術の振興
- 生涯学習施設の保全と運営

(4) 市民スポーツ社会の促進

(目指す姿)

スポーツ・運動に親しむ機会や場があり、生涯を通じて、スポーツの楽しさや感動を分かち合うことで、活力をもって暮らすことができます。

(施策をとりまくまちの状況)

市内には社会体育施設等のほか、民間スポーツ施設が開設されており、また、近隣市町との距離も近いことから、市民のニーズに応じた様々な運動・スポーツを市民自らが選択することが可能となっています。

このような環境の中、公共施設の役割として、市民が安心・安全に、また気軽に運動・スポーツが出来る機会と環境を整備していきます。

<基本的施策>

- スポーツ機会の確保
- 社会体育施設等の保全と運営

(5) 文化財の保護と活用

(目指す姿)

文化財が適切に保護・継承され、まちづくりに有効に活用されることで、市民が歴史と文化を身近に感じることができています。

(施策をとりまくまちの状況)

平成30年度の文化財保護法改正により、文化財の積極的な保存・活用の仕組みづくりを構築する必要性が示されました。地域社会総がかりで継承に取り組んでいくため、各地域がまちづくりを進める中で、地域の特色ある文化財の掘り起こしや活用の機運が高まっており、景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とすることが重要となってきました。

<基本的施策>

- 文化財の調査・保存の推進
- 文化財の活用促進
- 文化財の普及啓発

7 教育分野以外で大きく関連する施策

上記6以外で大きく関連する施策を次のとおり定めます。

これらの施策では教育委員会と市長部局が連携して取り組むことで相乗効果が期待できます。

(1) 子育て支援の充実

(目指す姿)

子どもの育ちや子育て家庭を支える地域社会が形成されることで、不安なく子育てを行い、子ども一人ひとりが健やかに育つことができています。

(施策をとりまくまちの状況)

転入転出率が高く、核家族世帯が多い傾向から、本市では、子育てに関する悩みを持つ親子が多い傾向にあります。

平成30年10月から、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない総合的支援を行う子育て世帯包括支援センター事業を実施し、機能強化を図っています。

<基本的施策>

- 親子の健やかな育ちの支援
- 地域における子ども・子育て支援の充実
- 安定した保育の提供
- 子育ての経済的負担の軽減

(2) 地域資源を活用した市民文化の創造

(目指す姿)

本市ならではの地域資源がいかされることで、このまちへの愛着や誇りといったシビックプライドが醸成され、市民が主体的に創造的な活動を行おうとする環境が育むことができます。

(施策をとりまくまちの状況)

多賀城政庁跡や数々の歌枕などの歴史文化資源と、多賀城駅前の市立図書館、文化センターなどの新しい文化施設が存在しており、東北随一の文化交流拠点を構成しています。

持続可能な社会の実現のためには、住み続けたいと考える定住人口、まちと関わって活動してみたいと考える関係人口、そしてこのまちで主体的に創造的な活動を行おうとする市民の存在が必要です。そのような人々を育むため、シビックプライドの醸成が必須となってきています。

<基本的施策>

- まちの魅力発見の推進
- まちづくり情報の共有と発信
- ふれあい交流の促進